

定 款

第 1 章 総則

(名称)

- 第 1 条 本財団は、一般財団法人コージェネレーション・エネルギー高度利用センター
(英文名 Advanced Cogeneration and Energy Utilization Center Japan)と称する。
- 2 通称名をコージェネ財団と称する。

(事務所)

- 第 2 条 本財団は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

- 第 3 条 本財団は、環境負荷低減に資するエネルギー利用機器・システムの高効率化に向けた技術開発、及び普及拡大に向けた調査研究等により、コージェネレーションシステムをはじめとするエネルギーの高度利用を促進することを通じて、地球環境の保全並びに国際社会に貢献し、国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第 4 条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) コージェネレーションシステム普及促進や再生可能エネルギー活用等のエネルギーの高度利用に関する調査研究
 - (2) コージェネレーションシステム普及促進や再生可能エネルギー活用等のエネルギーの高度利用に関する技術開発
 - (3) コージェネレーションシステム普及促進や再生可能エネルギー活用等のエネルギーの高度利用に関する情報の収集及び提供
 - (4) コージェネレーションシステム普及促進や再生可能エネルギー活用等のエネルギーの高度利用に関する知識の普及及び啓発
 - (5) コージェネレーションシステム普及促進や再生可能エネルギー活用等のエネルギーの高度利用に関する技能、知識を持つ人材の養成
 - (6) コージェネレーションシステム普及促進や再生可能エネルギー活用等のエネルギーの高度利用に関する技能・知識等による国際協力

- (7) コージェネレーションシステム普及促進や再生可能エネルギー活用等のエネルギーの高度利用に関する内外機関への要望及び提言
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項第1号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本財団の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、本財団の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理)

第6条 本財団の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資産取扱規程によるものとする。

(事業年度)

第7条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 本財団の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承諾を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承諾を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類について、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(借入金)

第10条 本財団は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であつて、返済期間が1年未満のものを除き、理事会の決議を得なければならない。

(剰余金)

第11条 本財団は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 本財団に、評議員10名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する常時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、出席評議員の互選とする。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の

過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承諾
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところによるほか、次項に定める議事録署名人の選任に関する事項を含めて、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第24条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

- 3 第2項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第26条 本財団の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

2 本財団の理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

3 各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当財団を代表してその業務を執行する。専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本財団の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、白己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

4 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は 職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事長、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(損害賠償責任の免除)

第32条 本財団は、一般法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第41条 本財団は、基本財産の滅失による本財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 本財団が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 会員

(会員)

第43条 本財団の事業運営に賛同し、その事業に協力するものを会員とする。

- 2 会員は、理事会の定めるところにより、本財団の事業活動に参加することができる。
- 3 会員は、理事会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、会員及び会費に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本財団の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(顧問)

第45条 本財団に、必要に応じて顧問をおくことができる。

- 2 顧問の選任は理事会で決議し、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本財団の重要事項に関し、理事長の相談に応ずる。

(委員会)

第46条 本財団に、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

(事務局)

第47条 本財団に、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が委嘱し、職員は、理事長が任免する。

(事務の執行に関する細則)

第48条 本財団の事務の執行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定めるもの

とする。

附則（平成２３年９月１日）

- １．この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日（平成２３年９月１日）から施行する。
- ２．一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第７条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- ３．本財団の最初の代表理事（理事長）は、柏木孝夫とする。

附則（平成２３年１１月１５日）

この変更規定は、評議員会の決議のあった日から施行する。

附則（平成２６年６月１７日）

この変更規定は、評議員会の決議のあった日から施行する。

附則（平成３０年６月２９日）

この変更規定は、評議員会の決議のあった日から施行する。

別表

財産種別	内 容
投資有価証券	4億円
預 金	